

福祉の窓

「福祉サービス等のご案内」

要介護認定者へ

「障害者控除対象者 認定書」を交付

所得の申告時に障害者控除を受けられるよう、介護保険法の要介護認定者で、障がい者に準ずると認められる方に認定書を交付しています。

申請できる方

65歳以上の方で要介護1以上の方(要介護認定の申請中の方も申請できます)

申請の必要がない方

- ・身体障害者手帳1級および2級の方、療育手帳Aを所持する方
- ・本人および扶養者が、非課税の方等で確定申告等をする必要がない方

- ・既に認定書をお持ちの方で認定区分等に変更がない方

申請の方法

申請は随時受け付けます。高齢福祉課または各支所地域振興課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入のうえ提出(郵送可)してください。調査を行い、認定書を交付します。

その他

平成24年の申告にお使いになる場合は、12月までに認定申請を済ませてください。

既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない限り、毎年の所得の申告にお使いいただけます。ただし、障がいが軽減された方は、内容を審査し、認定書を返還していただくこともあります。

◎問い合わせ：

高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)5114

福島介護福祉専門学校平成25年度学生募集

募集学科 介護福祉学科(2年制・80人)
取得資格 ・介護福祉士(国家資格)・社会福祉主事(任用資格)
・レクリエーション・インストラクター

試験日および出願期間

試験区分	試験日	出願期間
一般・社会人入試A日程	11/18	10/29~11/9

※出願期間が12月以降のものは広報12月号でお知らせします。

◎問い合わせ…福島介護福祉専門学校☎(22)7777

11月は

児童虐待防止推進月間です

「気づくのは

あなたと地域の

心目」

家庭児童相談室では、家族の方々に限らず、どなたからの相談にも応じています。

相談で知り得た個人の情報や秘密は固く守られますので、一人(家族)だけで悩まず、お気軽にご相談ください。

相談受付の内容

- ・児童虐待に関すること
- ・性格や生活習慣および知的能力、言語能力の発達や発育不良に関すること
- ・不登校、いじめ、長期欠席等学校生活に関すること
- ・非行に関すること
- ・親子関係、虐待、家庭内暴力等家族の人間関係に関すること
- ・養育にかかる経済的不安、養育の態度や姿勢、地域の環境等に関すること
- ・知的障がい、肢体不自由等心身の機能に障がいをもつ児童の養育に関すること
- ・その他相談したいこと

相談の方法

電話による相談

3人の家庭児童相談員が対応しています。

来所による相談

相談室や相談コーナーが用意されています。

訪問による相談

家庭児童相談員が家庭や学校等を訪問して相談に応じます。

※民生・児童委員、学校、幼稚園、保育所等を通しての相談も可能です。

※必要に応じ関係機関とも連携を図り、よりよい問題解決に向けて対処します。

決に向けて対処します。

相談窓口

家庭児童相談室(市役所本庁1階子育て支援課内)

児童相談の対象年齢

家庭児童相談室への相談は、原則として18歳未満の児童が対象となります。

早期発見、早期対応など地域ぐるみで虐待防止に努めましょう。

◎問い合わせ：

家庭児童相談室
☎(22)0783

まつしんサンデー相談会 毎週開催中

◇ローン相談 ◇資産運用
無料年金相談会(12月9日同時開催)

※社会保険労務士が対応

金色支店

※二本松市役所向い
TEL 0243-23-0880
午前9時～午後4時

ナイスコミュニケーション

二本松信用金庫



手話講習会受講生募集

手話技術の習得と聴覚障がい者との交流を図るための初心者向けの講習会です。

受講対象者

手話を学び、聴覚障がい者との交流を望む方

日時(全6回・火曜日)

- ① 12月4日 ② 12月11日
- ③ 12月18日 ④ 1月8日
- ⑤ 1月15日 ⑥ 1月22日

各回午後7時～8時30分

会場 二本松福祉センター

参加料 無料

定員 20人(先着順)

申込期限 11月30日(金)

※定員になり次第締め切り

◎問い合わせ・申し込み：
福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

あだち地方

地域自立支援協議会開催

あだち地方地域自立支援協議会は、障がい者の生活を支えるための話し合いの場として、二本松市、本宮市、大玉村の安達管内2市1村で共同設置しています。

協議会の様子は、どなたでも傍聴することができます

で、傍聴を希望される方は、協議会開始時間の10分前までに会場にお越しください。

日時 11月29日(木)

午後1時30分～午後4時

会場 本宮市民元氣いきいき応援プラザ「えぼか」

き応援プラザ「えぼか」

傍聴者定員 20人程度

◎問い合わせ：

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

肢体不自由者来所相談会

補装具の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が次の日程により開催されます。

開催日 11月9日(金)

受付時間 午後1時～3時

相談料 無料

会場 福島市身体障がい者福祉センター1腰の浜会館

(福島市腰浜町32-1)

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

申込期限 11月2日(金)

申込方法 事前に電話等で申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み：
福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所地域振興課

障がい者へ

虐待から守りましょう

「障害者虐待防止法」が平成24年10月に施行されました。この法律は、虐待を防止し障がい者が安心して暮らせる社会にするための法律です。

◎障がいのある人に対して虐待をしてはいけません。

◎虐待を発見した人は、通報をする義務があります。

こんなことが虐待です！

- ・身体的虐待
体に痛みや傷が生じる暴力や体罰を与えること。
- ・心理的虐待
どなったり、悪口を言った

りして、心に苦痛を与えること

性的虐待

わいせつな行為をしたりさせたりすること

放棄、放任(ネグレクト)

食事や入浴などの身の回りの世話や介助などをしていないこと

経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを勝手に使うこと

◎問い合わせ：
福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

あなたの通報が、虐待の早期発見・早期対応につながります！



「虐待かもしれない…」
と思ったら

下記までご連絡ください。
通報した人の秘密は守られます。
誤報だとしても、罰せられません。

◎福島県あだち地域相談センターあだたら
(あだたら育成園内：大玉村)

☎090(3123)2075・Fax(48)3115

※休日夜間も受け付けます。

◎福祉課障がい福祉係

☎(55)5113・Fax(22)1547

平日の日中(8：30～17：15)のみ受付

やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

丸又葬儀社

本社 / 〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598
二本松斎場 / 〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

フリーダイヤル **0120-03-5598**